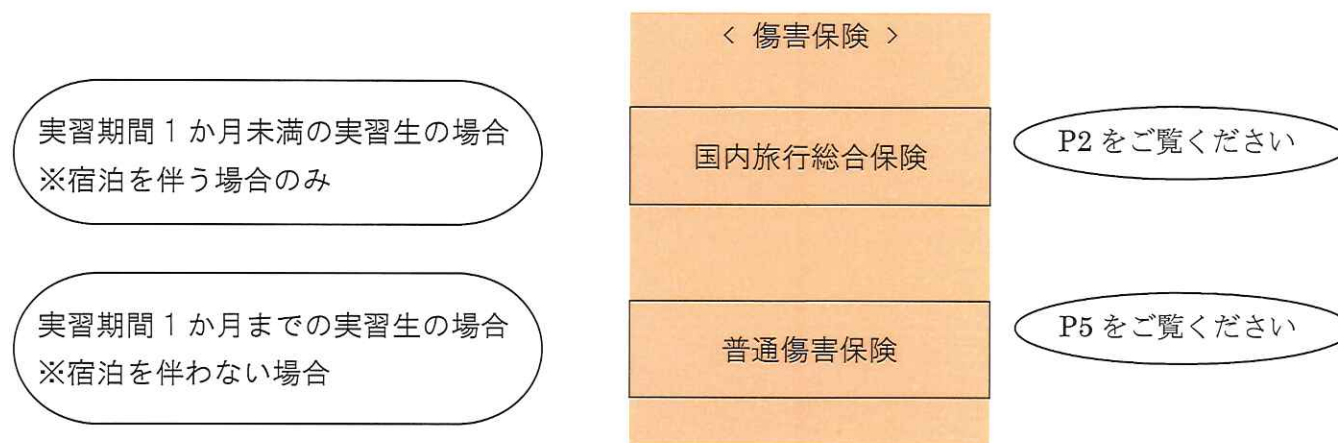


農業実習傷害保険の補償内容ご紹介

全国農業会議所の農業実習に参加の方々を対象に、農業実習中に発生したケガ等をカバーする農業実習傷害保険を手当てしています。
農業実習に参加の方々を対象に、全国農業会議所にて保険会社の間で契約を行っています。

1. 傷害保険の契約を行っていますが、実習期間により保険種類の組み合わせを以下のとおり、設定しています。



2. お問い合わせや事故が発生した場合は下記までご連絡ください。

取扱代理店
株式会社 農林水産広報センター
〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5
K Sビル 4F
TEL03-6380-8955、FAX 03-3239-7344

引受保険会社
共栄火災海上保険株式会社
農林水産部 営業第一課
〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6
TEL03-3504-2337、FAX 03-3595-3981

< 国内旅行総合保険 >

次のような場合に保険金をお支払いします。

1. ケガをしたとき（傷害事故）

① 国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり、亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類：死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金

② 保険金をお支払いする事故の例

- ・転んでケガをした
- ・駅の階段やエスカレーターなどでケガをした
- ・宿泊施設の火事や交通事故でケガをした

※急激かつ偶然な外来の事故とは、下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故から傷害までの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<前記3項目に該当しないケガの例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは、「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大になった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象となりません。）

< 補償内容・保険料 >

	死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	保険料
1泊2日まで	790万円	8,000円	5,000円	500円
6泊7日まで	1,240万円	15,000円	6,000円	1,000円
1ヶ月まで	870万円	12,000円	6,000円	2,000円

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害 保 険 金	死亡金	旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの日本国内 ^(※1) における旅行行程（以下「旅行行程」といいます。）中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者（保険の補償を受けられる方）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動等によるケガ^(※3) ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ポプスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※)のないもの <p>※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	後遺障害保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数（180日限度） (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術 ^(※4) を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ① 入院中 ^(注) に受けた手術の場合・・・入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術の場合・・・入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
	通院保険金	旅行行程中に事故によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合。 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数（90日限度） (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※5) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^(※6) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

(※1)乗客として搭乗している航空機または船舶（日本国外に寄港する予定のものを除きます。）が、通常の航路により日本国外を通過する場合またはその航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合は、日本国外における事故も含みます。

(※2)前述傷害保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、他の傷害保険とは異なり「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含みます。

(※3)戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による場合は補償の対象となります。

(※4)対象となる手術は以下の①・②とします。

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払いの対象外となるものがあります。

(※5)所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

(※6)ギプス、ギプスシーネ、ギプスチャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

[ご契約の際のご注意]

① 告知業務（ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出ていただく義務）

保険契約者および被保険者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険金契約申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

②死亡保険金受取人の指定

死亡保険金受取人を指定する場合は、必ず被保険者の同意が必要です。同意がない場合は、ご契約は無効となります。

③保険契約の無効

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、保険料は返還しません。

④保険料領収前に生じた事故

保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

[代理請求制度について]

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払する保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

[ご契約後のご注意]

死亡保険金受取人の変更

ご契約後、死亡保険金受取人を変更（新たに指定する場合があります。）する場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

[もし事故が起ったら・・・]

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

24時間365日事故受付サービス【あんしんほっとライン】0120-044-077（通話料無料）

< 普通傷害保険 >

次のような場合に保険金をお支払いします。

1. ケガをしたとき（傷害事故）

① 日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者（保険の対象となる方）がケガをされたときに保険金をお支払いします。

※すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大になった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象となりません。)

② 保険金をお支払いする事故の例

- ・車にはねられてケガをした
- ・飛行機事故で死亡した
- ・ホテル火災でケガをした
- ・荷物が倒れてケガをした
- ・料理中にヤケドをした

< 補償内容・保険料 >

	死亡・後遺傷害保険金額	入院保険金日額	通院保険金日額	保険料
3か月まで	855万円	10,000円	5,000円	17,020円

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害	死亡 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者（保険の補償を受けられる方）または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動等によるケガ（テロを除く） ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛、その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見[※]のないもの <p>※医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
	後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (注)保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (180日限度) (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において手術 ^(※3) を受けられた場合	①入院中に受けた手術の場合・・・入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合・・・入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	
	通院 保険金	急激かつ偶然な外来の事故 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数 (90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※4) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^(※5) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	

※1 急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記3項目を全て満たす場合を言います。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと。

○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの。

○外来性＝身体の外部からの作用によるもの。

＜上記3項目に該当しない例＞

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労、筋肉痛（反復性的原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

※2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※3 対象となる手術は以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※4 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の保険約款記載の部位をいいます。

※5 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

【ご契約の際のご注意】

①告知義務（ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出ていただく義務）

保険契約者および被保険者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

②死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。ご契約者と異なる方を被保険者とする場合において同意のないままご契約された場合、ご契約は無効となります。

③保険契約の無効

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

④保険料領収前に生じた事故

保険料の払込みに関する特約などの特定の特約を付帯したご契約を除き、保険期間(保険のご契約期間)が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

【ご契約後の注意】

①通知義務（ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務）

普通傷害保険・家族傷害保険の場合、保険契約者および被保険者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故によるケガについては、保険金が削減されることがあります。この保険では保険契約申込書に☆印が付された項目がご通知いただく事項（通知事項）となります。

②死亡保険金受取人の変更

ご契約後、保険金受取人を変更（新たに指定する場合があります。）する場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

【代理請求制度について】～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払する保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

[もし事故が起こったら・・・]

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス【あんしんほっとライン】0120-044-077（通話料無料）